

株式会社コムスンの不正事案に係る 経緯について

株式会社コムスの不正事例に関する これまでの経緯について

- (1) 株式会社コムスについては、全国的な監査等において、平成19年6月5日現在、5都県8事業所において不正な手段による指定申請を行ったことが確認された。
- (2) これらの行為は指定取消処分相当のものであるが、いずれの事案においても取消処分前に事業所の廃止届が提出され、結果的に取消処分がなされなかったところ。
- (3) 厚生労働省としては、これら不正行為の事実確認及び法の適用を検討した結果、青森県内及び兵庫県内の事例が平成18年4月以降の申請に基づいた指定のケースであったため、改正介護保険法の「不正又は著しく不当な行為」に該当するものとして、居宅サービスを含むすべてのサービス種類について、株式会社コムスの事業所の新規指定・更新をしないように都道府県等に通知(6月6日付け)。(資料1)
- (4) 同日、株式会社コムスに対し、処分内容の伝達とともに、改正介護保険法の規定に則り、更新時期までのサービス提供及び更新ができなくなる事業所が出てくる、来年4月以降の利用者の移行のための事業計画の作成等を指示^(※)した。

(※) 株式会社コムスに対する指示の内容

① 事業移行計画の策定等

平成23年12月7日までの間、各事業所の指定更新が受けられないことに伴い、更新時期到来までの間に、現在のサービス利用者が他のサービス事業者へのサービス利用に円滑に利用できるよう、事業所ごとに指定更新時期、事業継続予定期間と、期間終了後の事業引継等の具体的措置内容等を記載した事業移行計画を7月31日までに策定し、提出すること。

策定した事業移行計画は、計画全体を厚生労働省に、都道府県ごとの計画を各都道府県に、各事業所ごとの計画を当該事業所の担当地域を管轄する市町村(保険者)に対して提出するとともに、計画の提出後3か月ごとに計画の進捗状況を計画の提出先にそれぞれ報告すること。

なお、事業移行計画及びその後の進捗状況の報告は、いずれも公表すること。

② 指定更新時期までの確実な介護サービスの提供

現在指定されている株式会社コムスンの事業所は、平成20年4月以降の指定更新時期までは、指定を受けた介護サービス事業者であり、介護サービス事業者としての義務を果たし、現在のサービス利用者が困ることのないよう、当該期間におけるサービス提供に万全を期すこと。

③ 利用者への説明

株式会社コムスンは、各事業所のサービス利用者に対して、サービス利用の円滑な引継のために必要な説明を行い、利用者に対する理解を得ながら事業者の引継を行うこと。

④ 行政による指導の遵守

株式会社コムスンは、法令に基づく義務を遵守するとともに、利用者のサービス確保等のために事業移行計画の内容も含め、行政が行う指導に従うこと。

⑤ 従業員の雇用の確保

株式会社コムスンは、他の事業者へのサービス利用の移行措置を採るに当たっては、従業員の雇用確保についても適切な配慮を行うこと。

(5) 同日夜、株式会社コムスンは、従来の事業を別法人である同一資本グループ内の日本シルバーサービス株式会社へ、事業譲渡する方針を公表した。

(6) 厚生労働省としては、6月7日、同社に対して、

① 平成20年3月までの間は株式会社コムスンが責任を持って現行の利用者にサービス提供すること。

② 同一資本グループ内の別会社への事業譲渡は、利用者や国民の納得を得られない行為であり、日本シルバーサービス株式会社への譲渡は凍結すべきこと。

③ 平成20年4月以降の受け皿について、7月末までに作成する「事業移行計画」も踏まえ、厚生労働省と十分調整・相談すべきこと。

などを行政指導した。

(7) これを受けて、6月8日、同社はグループ内の別会社への事業譲渡については、スケジュールを含め、現時点では何も決まっていなとし、今後、厚生労働省と調整しながら、検討する旨公表した。

(8) その後、6月13日、株式会社コムスンは、

- ① グッドウィル・グループは、関連会社を含め、すべての介護サービス事業から撤退すること
- ② 事業譲渡先は、各地域においてグループ外の事業主体とすること
- ③ 具体的な譲渡先は、各方面と十分調整した上で、出来るだけ早い時期に選定すること

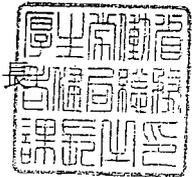
など正式な対応方針を示した。



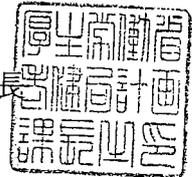
老総発第0606001号
老計発第0606001号
老振発第0606001号
老老発第0606001号
平成19年6月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長



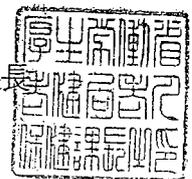
計画課長



振興課長



老人保健課長



株式会社コムスの不正行為への対応等について

各都道府県において実施している指定訪問介護事業所に対する監査において、本年6月5日までに、株式会社コムスの全国8事業所で「不正の手段により指定を受けた」という指定取消処分相当の事実が確認された。株式会社コムスは、これ

らの8事業所すべてについて、監査の実施中や指定取消処分手続中に廃止届を提出しており、取消処分が行われるまでには至っていない(別添1)。

しかしながら、平成18年4月以降に指定申請を行った青森県内の不正事案(別添2)及び兵庫県内の不正事案(別添3)については、平成18年4月に施行された改正介護保険法の規定に照らし、指定又は許可及び更新の欠格事由に該当することから、株式会社コムスのすべての事業所において介護サービス事業者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)に関する指定又は許可及び更新をしてはならないこととなるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、改正介護保険法の関連条文の解釈及び運用方針並びに利用者の介護サービス確保のためにお願いしたい内容は下記のとおりであるが、今後の事態の推移に応じて追加的な通知等を発出する可能性がある旨を念のため申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 株式会社コムスの事業所に対する指定又は許可及び更新の運用について

(1) 本件に関する法令の適用関係

株式会社コムスが青森県内の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所において不正の手段により指定の申請をしたという事実(以下「青森県の不正事実」という。)及び兵庫県内の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所において不正の手段により指定の申請をしたという事実(以下「兵庫県の不正事実」という。)により、株式会社コムスは、別添4の表の左欄に掲げる介護サービスの種類ごとの区分に応じ、同表の1欄及び2欄に掲げる同法の条項に規定する介護サービス事業者の指定又は許可及び更新の欠格事由である「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」に該当すると解されること。

(2) 法令の適用に伴う効果

都道府県知事及び市町村長は、株式会社コムスについて、

- ① 青森県の不正事実の発生日である平成18年7月4日から5年を経過する日(平成23年7月4日)

② 兵庫県の不正事実の発生日である平成18年12月7日から5年を経過する日（平成23年12月7日）

のいずれか遅い日（平成23年12月7日）まで、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所のみならず、すべての介護サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援、第48条第1項に規定する指定施設サービス等、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス及び第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）に係る介護サービス事業者としての指定又は許可及び更新をしてはならないこと。

(3) 適用期間に係る留意点

今後、平成18年12月8日以降の不正行為があった場合等には、(2)に掲げる期間が変更されること。

2 株式会社コムスンの事業所に対する指定の取消の運用について

青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実は、別添5の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表中欄又は右欄に掲げる同法の条項に規定する介護サービス事業者の指定又は許可の取消事由である「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者に該当すると解され、すべての介護サービス事業所について指定の取消を行うことができることとなる。

しかしながら、今回明らかになった事実のみをもって、株式会社コムスンの他の事業所について直ちに取り消さなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査を行い、事実確認を行った上で個別に判断すべきものであること。

3 株式会社コムスンの役員等であった者が別法人の役員等又は申請者である場合の取扱について

青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に関して、別添4の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表3欄に掲げる規定における「役員等」に該当する者は、青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に係る申請書において役員の記載欄に氏名が記載された者並びに青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に係る指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所の管理者であると解されること。

したがって、

① 青森県の不正事実に係る役員については青森県の不正事実の発生日である

平成18年7月4日から5年を経過する平成23年7月4日までの間、

② 兵庫県の不正事実に係る役員等については兵庫県の不正事実の発生日である平成18年12月7日から5年を経過する平成23年12月7日までの間は、これらの役員等が、別の法人の役員等又は申請者である場合には、別添4の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表の3欄に掲げる欠格事由に該当するため、当該介護サービス事業者の指定又は許可及び更新をしてはならないこと。

4 利用者への介護サービスの確保策について

(1) 事業所の更新時期到来までの介護サービス提供等について

介護サービス事業者には、法令に基づき、正当な理由なく介護サービスの提供を拒んではならず、また、介護サービスの提供が困難な場合には、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならないなどの義務が課せられている。

したがって、都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスンの各事業所に対して、介護サービス事業者として法令を遵守させ、各事業所の更新時期到来までの間は、利用者の求めに応じて介護サービスを提供するよう適切に指導をされたいこと。

(2) 事業所の更新時期到来時における介護サービスの確保について

都道府県知事又は市町村長においては、株式会社コムスンの各事業所が、更新時期の到来するまでの間に、介護サービス利用の移行が円滑に行われるよう、同社の各事業所に対して介護サービス利用の移行のための計画を作成させ、適切に履行させるなど必要な指導を行うこと。

また、都道府県知事又は市町村長は、介護サービス利用の移行が円滑に行われ、利用者のサービス利用に支障が生じることのないよう、地域包括支援センターなどを活用して、利用者からの相談に応じ、あるいは他の事業者との調整を行うなど、利用者の介護サービスの確保に努めること。

(3) 株式会社コムスンの介護サービス利用者に対する周知について

都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスンの介護サービス利用者の安心を確保するために、①同社の事業所は、少なくとも平成20年3月31日までの間は、引き続き介護サービスを提供することができること、②同社に対して事業所の更新時期の到来時までに他の事業者の紹介等の措置を講じさせ、利用者の介護サービス利用に支障を生じさせないよう指導を行うことなどについて、同社の介護サービス利用者に対して周知を図られたいこと。

5 事業者に対する法令遵守の再徹底及び広域的に事業を展開する指定訪問介護事業者への監査の継続について

「介護サービス事業者の法令遵守の徹底について」（平成19年4月10日付け老総発第0410001号、老振発第0410001号厚生労働省老健局総務課長、振興課長連名通知）において通知したとおり、介護サービス事業者に対する制度の周知及び法令遵守の徹底を図るとともに、引き続き広域的に事業を展開する指定訪問介護事業者への監査を実施していただきたいこと。

全国の監査結果における（株）コムスの介護サービス事業所の指定取消相当の事例
（平成19年6月5日現在）

	県名	事業所のサービス種別	指 定 年 月 日	監 査 実 施 日	行政処分に相当する内容及び理由		廃止届出日
					内 容	理 由	
1	群馬県	訪問介護	16. 4. 1	19. 5. 10 ～ 5. 15	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 21 (聴聞通知発出後)
2	東京都	訪問介護	16. 11. 1	19. 2. 1	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
3	東京都	訪問介護	17. 2. 1	19. 2. 2	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
4	東京都	訪問介護	17. 4. 1	19. 5. 16	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 16 (聴聞通知発出前)
5	東京都	訪問介護	17. 5. 1	18. 12. 26 19. 2. 5	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
6	岡山県	訪問看護	18. 2. 1	19. 1. 22	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 2 (聴聞通知発出後)
7	青森県	訪問介護	18. 7. 26	19. 4. 12 19. 4. 13 19. 4. 25	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 7 (聴聞通知発出前)
8	兵庫県	訪問介護	19. 1. 1	19. 5. 21	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 21 (聴聞通知発出前)

「(株) コムスン弘前城東ケアセンター」について

- 1 事業所名 (株) コムスン弘前城東ケアセンター
- 2 申請年月日 訪問介護事業所 平成18年7月 4日
介護予防訪問介護事業所 平成18年7月 4日
- 3 指定年月日 訪問介護事業所 平成18年7月26日
介護予防訪問介護事業所 平成18年7月26日
- 4 経緯
- ① 平成19年4月12日 青森県内のコムスン6事業所、ニチイ学館10
～13日 事業所に対し監査実施。その際に「コムスン弘
前城東ケアセンター」において、指定申請時に
記載のあった非常勤の訪問介護員について、指
定申請時からの雇用実態が確認できなかった。
- ② 平成19年4月25日 当該訪問介護員に対し、聴き取り調査を実施し、
指定申請時から雇用実態がない事実を確認。
- ③ 平成19年5月2日 聴聞通知起案
- ④ 平成19年5月7日 ・聴聞通知決裁、発送準備。
・「コムスン弘前城東ケアセンター」事業所廃止
届書が提出され受理。(廃止年月日 平成19
年5月1日)(※聴聞通知は送付せず。)
・平成18年8月分～平成19年4月分の介護報
酬返還を指導。
- ⑤ 平成19年5月25日 (株)コムスンあて監査結果の通知

(取消相当となった条項)

訪問介護事業所・・・法第77条第1項第8号(不正の手段によ
る指定を受けたとき)

介護予防訪問介護事業所・・・法第115条の8第1項第8号
(不正の手段による指定を受けたとき)

【参 考】
介護保険法(抜粋)

第77条(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サ
ービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指
定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を
受けたとき。

第115条の8(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予
防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてそ
の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指
定を受けたとき。

「(株) コムスン豊岡立野ケアセンター」について

- 1 事業者名 (株) コムスン豊岡立野ケアセンター
- 2 申請年月日 訪問介護事業所 平成18年12月7日
介護予防訪問介護事業所 平成18年12月7日
- 3 指定年月日 訪問介護事業所 平成19年 1月1日
介護予防訪問介護事業所 平成19年 1月1日
- 4 経緯
 - ① 平成19年5月21日 ・監査実施。指定申請時において訪問介護員3名のうち2名が、同社の経営する他の事業所(姫路)に勤務する職員であったことが判明。
 - ② 平成19年5月21日 ・「コムスン豊岡立野ケアセンター」事業所廃止届書が提出され受理。
(廃止年月日平成19年5月21日)
 - ③ 平成19年6月 1日 ・指定申請時のコムスン豊岡立野ケアセンターの管理者から指定申請時から当該訪問介護員2名について勤務実態がない事実を記載した調書提出。
 - ④ 平成19年6月 4日 ・当該訪問介護員2名に聴き取り調査を実施し、勤務実態がない旨確認。
 - ⑤ 平成19年6月 4日 (株)コムスンあて監査結果の通知

(取消相当となった条項)

訪問介護事業所 --- 法第77条第1項第8号(不正の手段による指定を受けたとき)

介護予防訪問介護事業所 --- 法第115条の8第1項第8号(不正の手段による指定を受けたとき)

【参 考】
介護保険法(抜粋)

第77条(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

第115条の8(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為」の指定又は許可及び更新の欠格事由

サービスの種類	1 欄(指定の欠格事由(申請者))	2 欄(指定更新の欠格事由(申請者))	3 欄(指定の欠格事由(役員等))
指定居宅サービス事業者	第 70 条第 2 項第 9 号	第 70 条の 2 第 4 項において第 70 条の規定を準用	第 70 条第 2 項第 10 号及び第 11 号
指定地域密着型サービス事業者	第 78 条の 2 第 4 項第 8 号	第 78 条の 11 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 78 条の 2 第 4 項第 9 号口
指定居宅介護支援事業者	第 79 条第 2 項第 7 号	第 79 条の 2 第 4 項において第 79 条の規定を準用	第 79 条第 2 項第 8 号口
指定介護老人福祉施設	第 86 条第 2 項第 6 号	第 86 条の 2 第 4 項において第 86 条の規定を準用	第 86 条第 2 項第 7 号口
介護老人保健施設	第 94 条第 3 項第 9 号	第 94 条の 2 第 4 項において第 94 条の規定を準用	第 94 条第 3 項第 10 号及び第 11 号
指定介護療養型医療施設	第 107 条第 3 項第 8 号	第 107 条の 2 第 4 項において第 107 条の規定を準用	第 107 条第 3 項第 9 号及び第 10 号
指定介護予防サービス事業者	第 115 条の 2 第 2 項第 9 号	第 115 条の 10 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 2 第 2 項第 10 号及び第 11 号
指定地域密着型介護予防サービス事業者	第 115 条の 11 第 2 項第 8 号	第 115 条の 19 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 11 第 2 項第 9 号口
指定介護予防支援事業者	第 115 条の 20 第 2 項第 7 号	第 115 条の 28 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 20 第 2 項第 8 号口

「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為」による指定又は許可の取消事由

サービスの種類	事業者	役員等
指定居宅サービス事業者	第77条第1項第10号	第77条第1項第11号及び第12号
指定地域密着型サービス事業者	第78条の9第13号	第78条の9第14号
指定居宅介護支援事業者	第84条第1項第11号	第84条第1項第12号
指定介護老人福祉施設	第92条第1項第11号	第92条第1項第12号
介護老人保健施設	第104条第1項第10号	第104条第1項第11号及び第12号
指定介護療養型医療施設	第114条第1項第11号	第114条第1項第12号及び第13号
指定介護予防サービス事業者	第115条の8第1項第10号	第115条の8第1項第11号及び第12号
指定地域密着型介護予防サービス事業者	第115条の17第12号	第115条の17第13号
指定介護予防支援事業者	第115条の26第10号	第115条の26第11号

介護サービス事業者の指定又は許可及び更新の運用等について

1 指定又は許可について

- 介護保険法上、介護サービス事業者の指定又は許可の欠格事由に該当する場合には「指定又は許可をしてはならない」とこととされている。
- 今回の青森県及び兵庫県の不正事実は、不正の手段により指定を受けたという事実により、欠格事由の一つとして掲げられている「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者」に該当すると解釈される。
- この不正行為は居宅サービス（訪問介護等）及び介護予防サービスの事業者の指定を受けるときに行われていたものであるが、介護保険法では、すべてのサービスの種類の指定又は許可の欠格事由として「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」という要件が含まれているため、すべてのサービスの種類において、指定又は許可の欠格事由に該当することとなる。
- したがって、不正行為の発生から5年間(複数の不正行為があった場合には、もっとも遅い不正行為の発生から5年間)は、介護サービス事業者の指定又は許可をしてはならないということとなる。

2 指定又は許可の更新について

- 介護サービス事業者の指定又は許可は6年ごとのに更新を受けなければならないが、その要件は、指定又は許可の規定を準用しているため、更新を行う場合にも1と同様の運用となる。

3 指定又は許可の取消について

- 介護保険法上、介護サービス事業者の指定又は許可の取消事由に

該当する場合には、「指定又は許可を取り消すことができる」とされている。

- 今回の青森県及び兵庫県の不正事実は、1と同様に、取消事由の一つにあげられている「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者に該当すると解される。
- この「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者という取消事由は、すべてのサービスの種類の指定又は許可の取消事由の一つであるため、すべてのサービスの種類において指定又は許可の取消事由に該当することとなる。
- しかしながら、今回明らかになった不正事実のみで直ちに取り消さなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査等を行い、事実確認を行った上で、取消処分を行うべきか判断すべきものである。

4 役員等の取扱いについて

- 介護保険法上、不正又は著しく不当な行為をした事業者の役員等についても、法人と同じように、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当することとされている。
- 今回の事案における役員等とは、以下のとおり。
 - ① 不正行為を行った時点での申請書に役員として氏名の記載をされている者
 - ② 当該不正行為を行った事業所の管理者
- これらの役員等については、それぞれの不正行為の時点から5年間は介護サービス事業者の役員等は指定又は許可及び更新の欠格事由に該当することとなる。
- したがって、これらの役員等が別の法人の役員又は申請者（病院等である場合）については、介護サービス事業者の指定又は許可をしてはならないこととなる。
- なお、これらの役員等は取消事由にも該当することとなるため、これらの役員等が別の法人の役員等又は介護サービス事業者（個人の病院等）である場合には、当該別の法人又は介護サービス事業者（個人の病院等）は指定又は許可の取消事由に該当することとなる。

この場合における取消処分の取扱いについては、今回明らかになった不正事実のみで直ちに取り消さなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査等を行い、事実確認を行った上で、取消処分を行うべきか判断すべきものである。

- また、複数の不正行為があった場合には、各不正行為における役員等が、それぞれの不正行為の発生から5年間、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当することとなる。

5 指定取消処分手続中の廃止届についての今後の取扱い

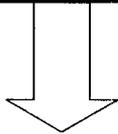
今後、監査中や指定取消処分手続に入る前などに事業所の廃止をした場合であっても、当該指定取消相当の事実が確定し、当該事実が「不正又は著しく不当な行為」に当たると判断される場合には、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当すると判断することが可能である。

取消と指定・更新拒否の連動関係について

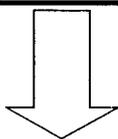
訪問介護事業所において不正な手段による指定申請を行い、指定を受けていた不正行為が監査により判明

①当該訪問介護事業所

法第77条第1項第8号の適用により、取消処分の対象



しかしながら取消手続き中に
廃止届の提出



廃止届により、行政処分が出来なくなり、指定の取消処分が適用されない。

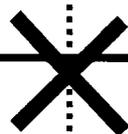
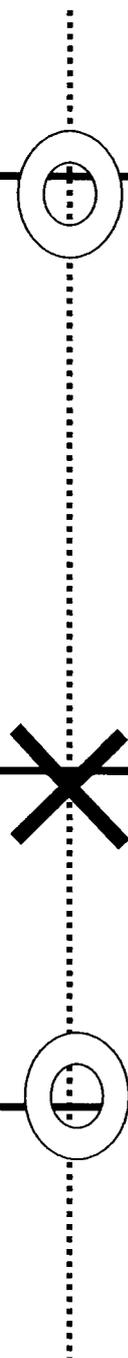
※しかしながら、不正行為は存在。

②同じ法人が運営する他の事業所

指定の取消処分を受けた場合は、当該法人の事業所は法第70条第2項第6号が適用され、居宅サービスについて新規指定及び更新が受けられない。

指定の取消処分がないため、当該法人の事業所は法第70条第2項第6号が適用されない

不正行為は消滅しないので、法第70条第2項第9号「指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」に該当し、全ての介護サービスにおいて新規指定及び更新が受けられない。



(資料3－参考資料3)

株式会社コムスの事業所の指定の更新による影響

○ 平成19年5月末現在のコムスン事業所数

- ・ 事業所数 2,081事業所

○ 指定の更新が到来する株式会社コムスの事業所数の推移

指定更新年度	更新が到来する事業所数	残りの事業所数
平成20年度 (平成12～14年度に指定を受けた事業所数)	657事業所	1,424事業所
平成21年度 (平成15年度に指定を受けた事業所数)	365事業所	1,059事業所
平成22年度 (平成16年度に指定を受けた事業所数)	339事業所	720事業所
平成23年度 (平成17年度に指定を受けた事業所数)	294事業所	426事業所

※ 事業所数は各都道府県からの報告数値である

※ 介護予防サービス事業所(1,617事業所)については、上記の数には含まない。

(資料3-参考資料4)

○ 平成19年度5月末現在のコムスン事業所数(介護予防サービスを除く) (更新が到来する事業所数の状況)

サービス種類	事業所数	うち指定更新年度(平成20~23年度)の事業所数			
		20年度	21年度	22年度	23年度
・訪問介護	1110	433	249	232	147
・訪問入浴介護	101	28	26	23	18
・訪問看護	79	1	0	3	33
・通所介護	98	3	1	1	8
・特定施設入居者生活介護	29	0	3	1	8
・福祉用具貸与	39	8	17	6	5
・特定福祉用具販売	37	0	0	0	1
・夜間対応型訪問介護	8	0	0	0	0
・認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0
・小規模多機能型居宅介護	36	0	0	0	0
・認知症対応型共同生活介護	190	2	17	26	31
・指定居宅介護支援	353	182	52	47	43
合 計	2081	657	365	339	294